

# DPC対象病院へ移行のお知らせ

## DPC対象病院へ移行します

DPC/PDPS（診断群分類包括評価支払い制度）（以下「DPC」とする。）は平成15年4月から導入された急性期入院医療を対象とする診断群分類に基づく1日あたり包括払い制度です。

当センターは、令和6年度診療報酬改定時（令和6年6月見込み）より、厚生労働省が指定するDPC対象病院となり、入院医療費はDPCによる計算へ変わりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 入院医療費の計算方法が変わります

これまでの、検査や注射、手術などそれぞれの診療行為ごとに計算していた「出来高方式」から、病名や診療内容に応じて定められた「1日あたりの定額医療費」に出来高評価部分を合計して医療費を計算するDPCに変わります。

## 入院医療費について

DPCでは一つの病名に対して入院診療を行うことを前提とした制度であるため、入院後、病状の経過や治療内容によって、入院当初の病名が変更となった場合は、請求額が変わります。

このような場合には、入院初日に遡り、確定した病名で入院医療費の計算をやり直します。

月をまたいでいた時は、既にお支払いいただいた前月分までの医療費について、当月分の中で過不足を調整させていただきます。

## 高額療養費制度や公費の取り扱いは変わりません

これらの制度は今までと変わらないため、高額療養費制度等の利用により、月の医療費は上限が定められ、ご本人の自己負担額は今までと変わりません。

## 2階療育部門（医療・母子病棟、生活支援病棟）はDPCの対象外です

これらの病棟へ入院する場合は、今までどおり「出来高方式」で入院医療費を計算します。

## 患者様へのお願い

DPC病院になっても、これまで同様、必要な診療科が連携して治療にあたりますが、DPCでは一つの病名に対して入院診療を行うことを前提とした制度であるため、主治医の判断により、緊急を要しない他の病気の治療や検査については、退院後にお願いすることがあります。

令和5年10月  
北海道立子ども総合医療・療育センター

コドモックル ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。  
ご質問等がある場合は、企画総務課医事係にお問い合わせください。

## DPCに関するQ&A

Q 1 すべての入院患者がDPCの対象となりますか？

A 1 令和6年度 診療報酬改定日以降に入院する患者様が対象です。  
また、次の場合は今までどおりの「出来高方式」で入院医療費の計算を行います。

- ① 出産（正常分娩等）、労災・公務災害、交通事故（自賠責）等の自由診療の患者様
- ② 入院期間が一定期間を超えた患者様（一定期間を超えた日から出来高方式になります。病名によって期間は異なります。）
- ③ 厚生労働省が定める手術・処置等をされる患者様
- ④ 医療・母子病棟、生活支援病棟に入院される患者様 など

Q 2 個室料や入院中の食事、おむつ代や病衣代はどうなりますか？

A 2 個室料や食事の代金、おむつ代や病衣代など、自費分については、従来どおりの金額を別に負担していただくこととなります。

Q 3 令和6年度 診療報酬改定日より前から入院している場合、入院医療費はどうなりますか？

A 3 診療報酬改定日より前から継続して入院されている患者様につきましては、診療報酬改定月の2月後月からDPCの対象となります。

Q 4 入院医療費の支払方法は変わりますか？

A 4 従来どおり退院時のお支払い（月をまたぐ入院の場合は、月ごとのお支払い）に変わりはありません。

Q 5 DPC対象病棟へ入院している時に、かかりつけの医療機関を受診したり、お薬を処方してもらってもいいですか？

A 5 DPC対象病棟へ入院中は、主治医の指示が無い限り、他の医療機関で診療を受けたり、お薬の処方を受けた場合（ご家族が薬を受け取りに行く場合も含む。）は、保険適用とはならない為、やむを得ず他医療機関への受診が必要な場合は、必ず、事前に主治医にご相談ください。

令和5年10月  
北海道立子ども総合医療・療育センター